

青森県ナラ枯れ被害対策基本方針

ミズナラやコナラなどのナラ類を枯らす「ナラ枯れ被害」が、平成 22 年 12 月に本県初の被害が深浦町で確認されて以降、予断を許さない状況となっている。

ナラ類は、里山の景観を形成する代表的な樹種で、家具材や薪炭材などに利用されるほか、水源の涵養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など公益的機能を有する森林を構成する重要な広葉樹資源である。

このようなナラ類をナラ枯れ被害から守るためには、早期に被害の把握を的確に行い、発生初期の段階で被害木の駆除を確実に行うとともに、ナラ類の活用を促進することで被害を未然に防止していくことが重要である。

また、ナラ枯れ被害のまん延により、森林が荒廃し、公益的機能の低下が懸念される場合は、植栽などによる森林の再生を図ることも重要である。

このため、本県における効率的かつ効果的な被害対策の推進に向け、①実施体制、②被害監視、③被害駆除、④被害予防について、基本的な方針を定める。

1 実施体制

ナラ枯れ被害対策は、被害の監視・予測、被害の防除、被害を受けにくい森林の整備、被害材の移動制限、利用促進等を総合的に進める必要があり、市町村域を超えた広域の関係者による連携と共通認識の下、役割を分担して対策に取り組むことが重要である。

このため、国や県、市町村、地方独立行政法人青森県産業技術センター林業研究所、林業関係団体等で構成する「青森県森林病虫害等被害対策協議会」を開催し、県域での情報の共有、広域的な被害対策の検討、被害対策の具体的方針等を協議する。

また、地域の実情に応じ、県民局単位などの関係者による地域毎の協議会の開催等を通じて、地域住民の理解と協力を得て、監視や防除活動等を進めることが必要である。

なお、被害発生時の具体的な対策の検討にあたっては、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所などの外部有識者等で構成する「ナラ枯れ被害対策検討会」を開催し、当年度の被害状況や全国的な最新の情勢等を踏まえて被害対策を計画するとともに、実施した対策の検証を行う。

2 被害監視

(1) 地上監視

- ① 国の機関や県の通常業務による監視と時期や区域を定めた監視
- ② 森林巡視活動業務等による監視
- ③ 市町村や森林組合、素材生産・造林事業体等による監視

(2) 空中監視

- ① 県防災ヘリコプターによる上空探査
- ② デジタル航空写真撮影による写真判読

(3) カシナガキクイムシ（以下、「カシナガ」という。）生息調査

被害が発生している地域の周辺において、カシナガの生息状況を把握するための調査を実施する。

(4) ナラ枯れ被害調査強化月間

被害状況を把握しやすい9月を「ナラ枯れ被害調査強化月間」として設定し、被害調査を重点的に進める。

3 被害駆除

(1) 被害発生初期（被害木 10 本/ha 程度未満）

被害木は、伐倒・くん蒸処理を基本として全量駆除する。

なお、駆除にあたっては、カシナガの穿入によって枯死した被害木のほか、穿入生存木（フラスが出ているもの）も対象とする。

(2) 被害発生中期以降（被害木 10 本/ha 程度以上）

(1)と同様に、被害木の全量駆除を基本とする。

ただし、被害量が増加する状況下では、全量駆除が困難になるおそれがあることや、急激な林分の消失による森林生態系への影響なども踏まえ、「被害対策検討会」での検討結果を基に、現場状況に応じた駆除やカシナガの誘引捕殺等の対策を講じるとともに、森林の公益的機能の回復を目標に、植栽や萌芽更新による森林の若返りも進める。

(3) 被害収束期（被害状況に応じて総合的に判断）

周辺の被害状況に応じて被害の拡大を抑制する効果が期待される場合は、カシナガの誘引捕殺を実施する。

4 被害予防

(1) 被害を受けにくい森林づくり

ナラ枯れ被害は、気象条件等により、被害地から数十 km 離れた箇所においても飛び火的に発生する可能性があり、県内全域への被害の拡大が懸念されている。

また、試験研究機関によるこれまでの調査・研究等から、高齢木や大径木に被害が多いとの報告がなされているほか、カシナガの脱出数は、大径木ほど多いことがわかっている。

このため、被害発生地域に限らず、広域的に高齢木や大径木を伐採し、家具材や薪、炭、チップ等として利用を進め、伐採跡地は更新して林分の若返りを図り、被害を受けにくい森づくりを目指す。

(2) ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

被害の拡大防止を目的に、伐採作業、被害材等の移動、未利用材の有効活用にあたって留意する事項を別に定め、これを遵守するよう関係機関等に周知する。

(3) 防除技術の普及等

青森県森林病虫害等防除センターと連携し、国や県、市町村、森林組合、林業関係団体等を対象とした研修会等を開催して、ナラ枯れに関する知識等の習得及び普及に努める。

(4) 情報収集・提供等の広報活動

ナラ枯れの正しい知識や被害情報の収集・提供等については、森林・林業等の関係者だけではなく、広く県民にも周知し、ナラ枯れ被害に対する関心を高めて、防除への理解と協力を得ていくことが重要であることから、次の方法等により広報活動を行う。

- ① 県や市町村の広報誌やホームページの活用
- ② 市町村の防災無線による放送、町内会の回覧板等の活用
- ③ 新聞やラジオ等の活用

5 本基本方針の活用方法

被害対策の実施にあたっては、原則として本基本方針を踏まえることとし、必要に応じて、以下の資料を参考とする。

- ・ナラ枯れ被害対策マニュアル改訂版（H27.3 一般社団法人日本森林技術協会）
- ・ナラ枯れ被害の防除対策方針（H27.8.31 東北森林管理局計画保全部保全課）
- ・岩手県ナラ枯れ被害対策実施方針（H30.2.27 岩手県農林水産部森林整備課）
- ・秋田県ナラ枯れ防除実施方針（H29.10.2改訂 秋田県農林水産部森林整備課）

平成24年 5月15日 策定

平成30年 3月30日 一部改訂

令和 3年10月 6日 一部改訂

令和 4年 2月28日 一部改訂